

林業分野における特定技能及び育成就労に関するQ＆A

特定技能について		
1	林業分野の特定技能外国人を受入れることができる事業者は、どのような者ですか。	1 特定技能外国人に林業の業務を行わせることができる事業者であり、必ずしも林業を主に行っている事業者に限られるものではなく、他の業種と兼務している事業者なども含まれます。 2 また、出入国管理及び難民認定法等の関係法令に基づき定められる特定技能所属機関に関する基準を満たす必要があるほか、農林水産省が外国人の適正な受入れ及び外国人の保護のために組織する「林業特定技能・育成就労協議会」に加入し、これに対して必要な協力を行うなど一定の基準に該当する必要があります。 3 さらに、追加の基準等を協議会において定めていますので、詳しくは、協議会決定第 1 号～第 5 号をご覧ください。
2	特定技能所属機関当たりの受入れ人数の上限はあるのですか。	林業事業者により経営の状況等は多様であることから、林業分野においては技能実習制度のような 1 事業者当たりの受入れ人数枠は、現在のところありません。
3	特定技能外国人は、別の林業経営体の下で業務に従事することはできるのでしょうか。	1 在留期間が通算 5 年を超えなければ、特定技能外国人が雇用契約ごとに定められた雇用期間の終了後に、別の林業経営体と雇用契約を締結し、地方出入国在留管理局において新たに在留資格変更許可を受けることで、別の林業経営体の下で業務に従事することができます。 2 なお、全国各地に施業地を有し、森林施業を行っている林業経営体が雇用する場合には、雇用主を変更しない限り、特定技能外国人は全国各地の施業地で業務に従事することができます。
4	第 2 号技能実習修了者が特定技能 1 号に移行する場合には、一旦帰国する必要がありますか。	1 第 2 号技能実習修了者の特定技能 1 号への移行に際して一旦帰国することは法令上の要件となっていません。他方、特定技能雇用契約において、外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることが必要となります。
5	技能実習から特定技能 1 号に移行する場合、最長で何年間在留することができますか。	1 第 2 号技能実習を修了した場合、実習した 3 年間に加えて、特定技能 1 号において通算で最長 5 年間在留できます。 2 第 3 号技能実習を修了した場合、実習した 5 年間に加えて、特定技能 1 号において通算で最長 5 年間在留できます。 ※ 特定技能 1 号の在留期間には、一時帰国が認められていますが、再入国許可又はみなし再入国許可により本邦から出国していた期間や在留期間更新許可申請の際に生じる特例期間も通算期間に算入されることとなります。他方、特定技能 1 号による在留を終了し単純出国をした上で帰国した場合、その期間は通算期間に参入されません。
6	第 3 号技能実習生が実習期間中に特定技能 1 号の在留資格に移行することはできますか。	1 技能実習は、技能実習計画に基づき技能等に習熟するための活動を行うものです。 2 こうした在留資格の性格上、技能実習計画に基づく活動を終了していない実習中の者については、在留資格の変更は認められません。
特定技能・育成就労協議会について		
1	素材生産事業者（育林事業者）ですが、チェックシートの提出で協議会の加入要件を満たすことにはなりませんでしょうか。	なりません。育林事業者及び素材生産事業者が協議会に加入する場合は、労確法に認定事業主か森林経営管理法に基づく意欲と能力のある林業経営体のいずれかでなければなりません。
2	証拠書類について郵送やFAXでの提出は認められないのでしょうか。	メールでの提出をお願いしています。どうしてもメール提出のための手段がない場合は、一度問合せください。

3	協議会が開催された場合には出席する必要があるのでしょうか。	特定技能所属機関及び育成就労実施者は出席する必要がありません。協議会は特定技能所属機関、育成就労実施者、林業関係団体、関係行政機関等により構成されますが、随時開催する協議会には基本的に林業関係団体及び関係行政機関等が出席します。
4	協議会の退会手続きはどのようなものですか。	林野庁の退会申請フォームにおいて、必要事項を記入して申請して下さい。
5	認定事業主の認定、意欲と能力のある林業経営体等の公表を更新した場合どうすればよいでしょうか。	林野庁の変更申請フォームにて変更申請を行った上で、更新した認定通知書やホームページでの公表箇所などの証拠書類を改めてメール提出してください。提出後の事務局からの通知等はありませんので、引き続き従前の認定通知書をお使いください。 なお、認定事業主の認定等を行わず、認定期間を満了した場合は、速やかに当協議会の退会手続きを進めてください。